

11月6日 食品衛生分科会

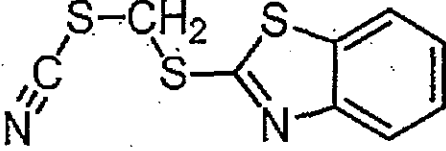
# 報告品目に関する資料

## (2) 報告事項

### 農薬

- ・ TCMTB (暫定基準の見直し) . . . . . 1
- ・ アラクロール (暫定基準の見直し+魚介類) . . . . . 4
- ・ トリフルラリン (暫定基準の見直し+魚介類) . . . . . 9
- ・ ピリメタニル  
(暫定基準の見直し+インポートトレランス申請) . . . . 16

T C M T B

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	チアゾール系の殺菌剤である。
適用作物／使用目的等	米国において米、トウモロコシ等の種子消毒に用いられている。
我が国の登録状況	国内登録はされていない。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米、トウモロコシ等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量（ADI） 0.012 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性（イヌ・混餌）</p> <p>無毒性量 3.8 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 300</p>
基準値案	別紙1のとおり、基準値を設定しないこととする。
意見聴取の状況	<p>平成24年6月14日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成24年7月13日～9月11日WTO通報実施</p> <p>平成24年9月21日～10月20日パブリックコメントを実施</p>
答申案	別紙2のとおり。

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
小麦		0.1				
大麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
その他の穀類		0.1				
てんさい		0.1				
その他の野菜		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.06				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

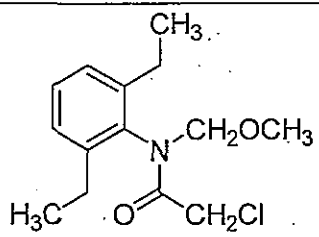
本剤の食品中の残留基準については、ポジティブリスト制度導入に際し、当時の米国及びオーストラリアの残留基準を参考に設定したところであるが、残留基準設定の根拠となる残留試験データ等の詳細な情報が確認できなかったため、食品、添加物の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1部食品の部A食品一般の成分規格の項7より残留基準を削除することとする。

これに伴い、本剤については、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量(いわゆる一律基準)が適用される。

答申(案)

TCMTBについては食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

アラクロール (Alachlor)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	酸アミド系除草剤である。超長鎖脂肪酸の合成阻害により、成長部位での正常な細胞分裂を阻害することによって植物を枯死させると考えられている。										
適用作物／適用雑草等	なし、ぶどう等／一年生雑草										
我が国の登録状況	なし、ぶどう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRによる毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小麦、畜産物等に、カナダにおいてそらまめ、ばれいしょ等に、EUにおいてとうもろこし、えんどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 1 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質: 農産物及び魚介類にあつてはアラクロールとし、畜産物にあつてはアラクロール及び加水分解により DEA [2,6-ジエチルアニリン] 又は HEEA [2-エチル-6-(1-ヒドロキシエチル)アニリン] へ変換される代謝物とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1635 1412 1892"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>35.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>63.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>31.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>35.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	35.3	幼小児 (1~6 歳)	63.1	妊婦	31.6	高齢者 (65 歳以上)	35.4
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	35.3										
幼小児 (1~6 歳)	63.1										
妊婦	31.6										
高齢者 (65 歳以上)	35.4										
意見聴取の状況	平成 24 年 10 月 16 日に在京大使館への説明を実施 今後、WTO 通報、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類	0.02 0.05	0.05 0.2 0.05 0.1	○ ○			<0.005,<0.005(未成熟) <0.01(#),<0.01(#)(ソルガム)
大豆 小豆類 えんどう そら豆 らっかせい その他の豆類	0.02 0.02 0.1 0.02 0.1	0.2 0.1 0.05 0.1 0.05 0.1	○ ○ ○ ○			<0.005,<0.005 <0.005,<0.005(いんげんまめ) <0.005(#),<0.005(#)
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにゃくいも その他のいも類	0.01 0.02	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01	○ ○			<0.005(#),<0.005(#) <0.005(#),<0.005(#)
てんさい さとうきび	0.01 0.01	0.01 0.01	○ ○			<0.005(#),<0.005(#) <0.005(#),<0.005(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレンソウ はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			<0.005(#),<0.005(#) <0.01(#),<0.01(#) <0.002(#),0.002(#) <0.002(#),0.002(#) <0.005(#),<0.005(#) <0.005(#),<0.005(#) <0.005(#),<0.005(#) <0.005(#),<0.005(#) <0.002,<0.002 <0.002,<0.002(のざわな)
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) その他のきく科野菜		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				
ねぎ(リーキを含む。) にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				
ほうれんそう たけのこ しょうが その他の野菜	0.01	0.01 0.01 0.01	○			<0.005(#),0.012(#),<0.005(#),0.010(#)/<0.005,<0.005 <0.005,<0.005,<0.005

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ	0.01 0.01	0.01 0.01 0.01	○ ○			<0.005(#), <0.005(#) (日本なし参照)
ネクタリン あんず(アプレコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハuckleベリー その他のベリー類果実	0.01	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01	○			<0.005, <0.005
ぶどう かき	0.01	0.01 0.01	○			<0.005(#), <0.005(#)
バナナ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				
その他の果実		0.01				
その他のスパイス その他のハーブ		0.1 0.01				
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02 0.02 0.02	0.01 0.01 0.01			0.02, アメリカ 0.02, アメリカ 0.02, アメリカ	推:0.0021 【牛の筋肉参照】 【牛の筋肉参照】
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02 0.02 0.02	0.02 0.02 0.02			0.02, アメリカ 0.02, アメリカ 0.02, アメリカ	推:0.0034 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02 0.02 0.02	0.02 0.02 0.02			0.02, アメリカ 0.02, アメリカ 0.02, アメリカ	推:0.0139 【牛の肝臓参照】 【牛の肝臓参照】
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02 0.02 0.02	0.02 0.02 0.02			0.02, アメリカ 0.02, アメリカ 0.02, アメリカ	推:0.0181 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02 0.02 0.02	0.02 0.02 0.02			0.02, アメリカ 0.02, アメリカ 0.02, アメリカ	【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
乳	0.02	0.01			0.02, アメリカ	推:0.0018
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.02 0.02	0.01 0.01			0.02, アメリカ 0.02, アメリカ	推:0.00023 【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.02 0.02	0.02 0.02			0.02, アメリカ 0.02, アメリカ	推:0.00023 【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.02 0.02	0.02 0.02			0.02, アメリカ 0.02, アメリカ	推:0.00047 【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.02 0.02	0.02 0.02			0.02, アメリカ 0.02, アメリカ	推:0.00045 【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.02 0.02	0.02 0.02			0.02, アメリカ 0.02, アメリカ	【鶏の腎臓参照】 【鶏の腎臓参照】



食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の卵 その他の家さんの卵	0.02	0.02			0.02, アメリカ 0.02, アメリカ	推:0.002 【鶏の食用部分参照】
魚介類	0.06		申			推:0.052
ミネラルウォーター類	0.02	0.02		0.02 <sup>注1)</sup>		

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

推: 推定される残留量であることを示す

注1) WHO飲料水水質ガイドラインのGuideline Valueに基づき設定(Guideline Value: WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起ささない濃度を示す。

アラクロール

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.02 0.05
大豆 小豆類 <sup>注2)</sup> そら豆	0.02 0.02 0.1
らっかせい その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.02 0.1
ばれいしょ かんしょ	0.01 0.02
てんさい さとうきび	0.01 0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 はくさい キャベツ 芽キャベツ こまつな その他のあぶらな科野菜 <sup>注4)</sup>	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01
ほうれんそう	0.01
日本なし 西洋なし	0.01 0.01
いちご	0.01
ぶどう	0.01
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注5)</sup> の筋肉	0.02 0.02 0.02
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02 0.02 0.02
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02 0.02 0.02
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02 0.02 0.02
牛の食用部分 <sup>注6)</sup> 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02 0.02 0.02
乳	0.02
鶏の筋肉 その他の家きん <sup>注7)</sup> の筋肉	0.02 0.02
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.02 0.02
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.02 0.02
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.02 0.02
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.02 0.02
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.02 0.02
魚介類	0.06
ミネラルウォーター類	0.02

※今回基準値を設定するアラクロールとは、畜産物にあってはアラクロール及び加水分解により2,6-ジエチルアニリン又は2-エチル-6-(1-ヒドロキシエチル)アニリンへ変換される代謝物をアラクロールに換算したものの和をいい、その他の食品にあってはアラクロールのみをいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

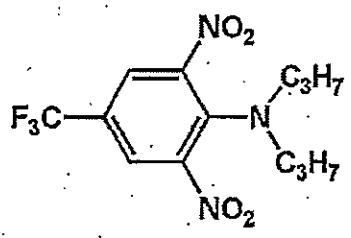
注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注6)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注7)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

トリフルラリン (Trifluralin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	ジニトロアニリン系の土壌処理型除草剤である。発芽時に幼芽及び幼根から吸収され、細胞分裂時に紡錘体の機能を阻害することにより細胞分裂を抑制し、植物を枯死させるものと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	りんご、アスパラガス等/一年生雑草										
我が国の登録状況	りんご、アスパラガス等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において大豆、とうもろこし等に、カナダにおいてあんず、アスパラガス等に、EUにおいてアスパラガス、セロリ等に、オーストラリアにおいてにんじん、ばれいしょ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.024 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・経口 (カプセル))</p> <p>無毒性量 2.4 mg/kg 体重/day.</p> <p>安全係数 100.</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：トリフルラリンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1568 1404 1836"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>13.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>26.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>12.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	13.5	幼小児 (1~6 歳)	26.6	妊婦	11.9	高齢者 (65 歳以上)	12.7
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	13.5										
幼小児 (1~6 歳)	26.6										
妊婦	11.9										
高齢者 (65 歳以上)	12.7										
意見聴取の状況	平成 24 年 7 月 30 日に在京大使館への説明を実施 平成 24 年 8 月 29 日~10 月 28 日 WTO 通報実施 今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			
小麦	0.1	0.1	○			
大麦	0.1	0.1	○			
ライ麦	0.1	0.1	○			
とうもろこし	0.05	0.05				
そば	0.05	0.05				
その他の穀類	0.1	0.1	○			
大豆	0.2	0.15	○			
小豆類	0.05	0.05	○			
えんどう	0.05	0.05				
そら豆	0.05	0.05				
らっかせい	0.2	0.15	○			
その他の豆類	0.05	0.05				
ばれいしょ	0.2	0.15	○			
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			
かんしょ	0.05	0.05	○			
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○			
こんにやくいも	0.05	0.05	○			
その他のいも類	0.05	0.05				<0.01,<0.01
てんさい	0.05	0.05				
さとうきび	0.05	0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	0.05	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.1	0.1	○			
かぶ類の根	0.1	0.1	○			
かぶ類の葉	0.05	0.05	○			
西洋わさび	0.05	0.05				
クレソン	0.05	0.05				
はくさい	0.05	0.05	○			
キャベツ	0.1	0.1	○			
芽キャベツ	0.1	0.1	○			
ケール	0.05	0.05	○			
こまつな	0.05	0.05	○			
きょうな	0.05	0.05	○			
チンゲンサイ	0.05	0.05	○			
カリフラワー	3	3	○			
ブロッコリー	0.05	0.05	○			
その他のあぶらな科野菜	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
ごぼう	0.05	0.05	○			
サルシフィー	0.05	0.05				
アーティチョーク	0.05	0.05				
チコリ	0.05	0.05				
エンダイブ	0.05	0.05				
しゅんぎく	0.05	0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.1	0.1	○			
その他のきく科野菜	0.05	0.05	○			
たまねぎ	0.05	0.05	○			
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	0.1	○			
にんにく	0.05	0.05	○			
にら	0.05	0.05				
アスパラガス	0.1	0.1	○			
わけぎ	0.1	0.1	○			
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○			
にんじん	1	1	○			
パースニップ	0.05	0.05				
パセリ	0.05	0.05				
セロリ	0.05	0.05				
みつば	0.05	0.05	○			
その他のせり科野菜	0.05	0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	0.1	0.1	○			
ピーマン	0.1	0.1	○			
なす	0.05	0.05	○			
その他のなす科野菜	0.05	0.05	○			
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05	0.05	○			
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	0.05	○			
しろうり	0.05	0.05	○			
すいか	0.05	0.05	○			
メロン類果実	0.05	0.05	○			
まくわり	0.05	0.05	○			
その他のうり科野菜	0.05	0.05	○			
ほうれんそう	0.05	0.05				
たけのこ	2	2				
オクラ	0.05	0.05				
しょうが	0.05	0.05	○			
未成熟えんどう	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.05	0.05	○			
えだまめ	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
マッシュルーム	0.05	0.05				
しいたけ	0.05	0.05				
その他のきのこ類	0.05	0.05				
その他の野菜	2	2	○			
みかん	0.05	0.05				
なつみかんの果実全体	0.05	0.05				
レモン	0.05	0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05	0.05				
グレープフルーツ	0.05	0.05				
ライム	0.05	0.05				
その他のかんぎつ類果実	0.05	0.05				
りんご	0.05	0.05	○			
日本なし	0.05	0.05	○			
西洋なし	0.05	0.05	○			
マルメロ	0.05	0.05				
びわ	0.05	0.05				
もも	0.05	0.05	○			
ネクタリン	0.05	0.05				
あんず(アブリコットを含む。)	0.05	0.05				
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.05	0.05				
うめ	0.05	0.05				
おうとう(チェリーを含む。)	0.05	0.05				
いちご	0.05	0.05				
ラズベリー	0.05	0.05				
ブラックベリー	0.05	0.05				
ブルーベリー	0.05	0.05				
クランベリー	0.05	0.05				
ハuckleベリー	0.05	0.05				
その他のベリー類果実	0.05	0.05				
ぶどう	0.05	0.05	○			
かき	0.05	0.05				
バナナ	0.05	0.05				
キウイ	0.05	0.05				
パパイヤ	0.05	0.05				
アボカド	0.05	0.05				
パイナップル	0.05	0.05				
グアバ	0.05	0.05				
マンゴー	0.05	0.05				
パッションフルーツ	0.05	0.05				
なつめやし	0.05	0.05				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の果実	0.05	0.05				
ひまわりの種子	0.2	0.15	○			
ごまの種子	0.05	0.05				
べにばなの種子	0.05	0.05				
綿実	0.05	0.05				
なたね	0.2	0.15	○			
その他のオイルシード	0.2	0.15				
ぎんなん	0.05	0.05				
くり	0.05	0.05				
ペカン	0.05	0.05				
アーモンド	0.05	0.05				
くるみ	0.05	0.05				
その他のナッツ類	0.05	0.05				
茶	0.05	0.05	○			
ホップ	0.05	0.05				
その他のスパイス	0.05	2			0.05	【<0.01(n=3)(米国からし菜の種子)】
その他のハーブ	0.2	2				<0.04,<0.02(※)(さんしょう葉)
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				
魚介類	0.5	0.001	申			推:0.45
はちみつ		0.001				
ミネラルウォーター類	0.02	0.02		0.02 <sup>注)</sup>		

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

注)WHO飲料水水質ガイドラインのGuideline Valueに基づき設定(Guideline Value:WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起さない濃度を示す。

トリフルラリン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.1
大麦	0.1
ライ麦	0.1
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.1
大豆	0.2
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.05
えんどう	0.05
そら豆	0.05
らっかせい	0.2
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.05
ばれいしょ	0.2
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
こんにやくいも	0.05
その他のいも類 <sup>注4)</sup>	0.05
てんさい	0.05
さとうきび	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.1
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	0.05
西洋わさび	0.05
クレソン	0.05
はくさい	0.05
キャベツ	0.1
芽キャベツ	0.1
ケール	0.05
こまつな	0.05
きょうな	0.05
チンゲンサイ	0.05
カリフラワー	3
ブロッコリー	0.05
その他のあぶらな科野菜 <sup>注5)</sup>	0.05
ごぼう	0.05
サルシフィー	0.05
アーティチョーク	0.05
チコリ	0.05
エンダイブ	0.05
しゅんぎく	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1
その他のきく科野菜 <sup>注6)</sup>	0.05
たまねぎ	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	0.1
にんにく	0.05
にら	0.05
アスパラガス	0.1
わけぎ	0.1
その他のゆり科野菜 <sup>注7)</sup>	0.05

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

## トリフルレリン

食品名	残留基準値
	ppm
にんじん	1
パースニップ	0.05
パセリ	0.05
セロリ	0.05
みつば	0.05
その他のせり科野菜 <sup>注8)</sup>	0.05
トマト	0.1
ピーマン	0.1
なす	0.05
その他のなす科野菜 <sup>注9)</sup>	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05
しろうり	0.05
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
まくわうり	0.05
その他のうり科野菜 <sup>注10)</sup>	0.05
ほうれんそう	0.05
たけのこ	2
オクラ	0.05
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.05
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.05
マッシュルーム	0.05
しいたけ	0.05
その他のきのこ類 <sup>注11)</sup>	0.05
その他の野菜 <sup>注12)</sup>	2
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	0.05
レモン	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05
グレープフルーツ	0.05
ライム	0.05
その他のかんきつ類果実 <sup>注13)</sup>	0.05
りんご	0.05
日本なし	0.05
西洋なし	0.05
マルメロ	0.05
びわ	0.05
もも	0.05
ネクタリン	0.05
あんず(アプレコットを含む。)	0.05
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.05
うめ	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	0.05
いちご	0.05
ラズベリー	0.05
ブラックベリー	0.05
ブルーベリー	0.05
クランベリー	0.05
ハックルベリー	0.05
その他のベリー類果実 <sup>注14)</sup>	0.05
ぶどう	0.05
かき	0.05

注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注12)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注13)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注14)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。



トリフルラリン

食品名	残留基準値
	ppm
バナナ	0.05
キウイ	0.05
パパイヤ	0.05
アボカド	0.05
パイナップル	0.05
グアバ	0.05
マンゴー	0.05
パッションフルーツ	0.05
なつめやし	0.05
その他の果実 <sup>注15)</sup>	0.05
ひまわりの種子	0.2
ごまの種子	0.05
べにはなの種子	0.05
綿実	0.05
なたね	0.2
その他のオイルシード <sup>注16)</sup>	0.2
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 <sup>注17)</sup>	0.05
茶	0.05
ホップ	0.05
その他のスパイス <sup>注18)</sup>	0.05
その他のハーブ <sup>注19)</sup>	0.2
魚介類	0.5
ミネラルウォーター類	0.02

注15)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

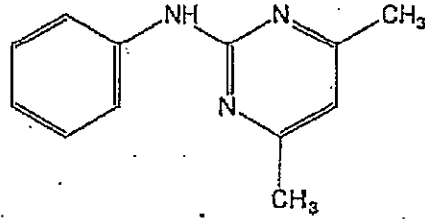
注16)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにはなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注17)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注18)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注19)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ピリメタニル (Pyrimethanil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アニリノピリミジン系殺菌剤である。糸状菌のメチオニン生合成を阻害して直接死滅させるとともに、植物細胞壁を加水分解する酵素の菌体外への分泌を阻害することにより植物への感染を防ぐと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	高麗人参/斑点病 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	2007年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はバナナ、にんじん等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアーモンド、バナナ等に、カナダにおいてアーモンド、りんご等に、EUにおいてアーモンド、ぶどう等に、オーストラリアにおいてバナナ、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどうに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.17 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 17 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質: 農産物にあつてはピリメタニルのみとし、畜産物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分にあつてはピリメタニル及び代謝物B【2-(4-ヒドロキシアニリノ)-4,6-ジメチルピリミジン】とし、乳にあつてはピリメタニル及び代謝物C【2-アニリノ-4,6-ジメチルピリミジン-5-オール】とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1675 1412 1904"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>26.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>8.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	8.9	幼小児 (1~6歳)	26.4	妊婦	7.2	高齢者 (65歳以上)	8.4
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	8.9										
幼小児 (1~6歳)	26.4										
妊婦	7.2										
高齢者 (65歳以上)	8.4										
意見聴取の状況	平成24年10月16日に在京大使館への説明を実施 今後、WTO通報、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	1	1				
えんどう	0.5	0.3		0.5		
ばれいしょ	0.05	0.03		0.05		【<0.05(#)(n=16)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05			0.05 <sup>1</sup> アメカ	【米国のばれいしょ参照】
かんしょ	0.05	0.05			0.05 <sup>1</sup> アメカ	【米国のばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05			0.05 <sup>1</sup> アメカ	【米国のばれいしょ参照】
その他のいも類	0.05	0.05			0.05 <sup>1</sup> アメカ	【米国のばれいしょ参照】
レタス(サラダ菜及びびちしやを含む。)	3	2		3		
たまねぎ	0.2	0.1		0.2		
ねぎ(リーキを含む。)	3	2		3		
にんじん	1			1		
トマト	2	2		0.7		
なす	1	1				
その他のなす科野菜	2	2				
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2				
その他のうり科野菜		0.05				
しょうが	0.05	0.05			0.05 <sup>1</sup> 米国	【米国のばれいしょ参照】
未成熟えんどう	0.3	0.3				
未成熟いんげん	3	1		3		
その他の野菜	0.3	0.05	IT		0.3 <sup>1</sup> 韓国	【0.014-0.041(#)(n=4) (高麗人参)(韓国)】
みかん	0.5	0.5				
なつみかんの果実全体	10	10				添加物としての使用基準に基づき設定
レモン	10	15				添加物としての使用基準に基づき設定
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	15				添加物としての使用基準に基づき設定
グレープフルーツ	10	15				添加物としての使用基準に基づき設定
ライム	10	15				添加物としての使用基準に基づき設定
その他のかんきつ類果実	10	15				添加物としての使用基準に基づき設定
りんご	14	5				添加物としての使用基準に基づき設定
日本なし	1	1				
西洋なし	14	1				添加物としての使用基準に基づき設定
マルメロ	14	0.05				添加物としての使用基準に基づき設定
びわ	0.05	0.05				
もも		3				
ネクタリン	4	5		4		
あんず(アプリコットを含む。)	3	10		3		
すもも(プルーンを含む。)	2	10		2		
うめ		10				
おうとう(チェリーを含む。)		10				
いちご	10	10		3		
ラズベリー	10	10			10 <sup>1</sup> EU	【2.2-7.1(n=4)(EU)】
ブラックベリー	10	10			10 <sup>1</sup> EU	【2.2-7.1(n=4)(EU)】
ブルーベリー	5	10			5 <sup>1</sup> EU	【EUのスグリ参照】
クランベリー	5	10			5 <sup>1</sup> EU	【EUのスグリ参照】
ハックルベリー	5	10			5 <sup>1</sup> EU	【EUのスグリ参照】
その他のベリー類果実	5	10			5 <sup>1</sup> EU	【1.3-2.9(n=8)(スグリ)(EU)】
ぶどう	10	10		4		
かき		5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし	0.1	0.1 5 5 5 5 5 5 10		0.1		
その他の果実		10				
アーモンド その他のナッツ類	0.2 0.2	0.2 0.2		0.2 0.2	米国 米国	【<0.05-0.10 (n=6) (米国)】 【米国のアーモンド参照】
その他のスパイス(根又は根茎に限る。)* その他のハーブ	0.05	15 0.05			0.05 米国	【米国のばれいしょ参照】
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05 0.05 0.05	0.03 0.05 0.03		0.05 0.05 0.05		推:0.0035 【牛の筋肉参照】 【牛の筋肉参照】
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05 0.05 0.05	0.01 0.05 0.01		0.05 0.05 0.05		推:0.0018 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1 0.1 0.1	0.03 0.05 0.03		0.1 0.1 0.1		推:0.0035 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1 0.1 0.1	0.04 0.05 0.04		0.1 0.1 0.1		推:0.09 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1 0.1 0.1	0.03 0.05 0.03		0.1 0.1 0.1		【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
乳	0.01	0.02		0.01		推:0.011

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

推: 推定される残留量であることを示す

\*「その他のスパイス(根又は根茎に限る。)」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル、カンボウの根及び根茎をいう。

ピリメタニル

食品名	残留基準値
	ppm
小豆類 <sup>注1)</sup>	1
えんどう	0.5
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
やまいも(長いものをいう。)	0.05
その他のいも類 <sup>注2)</sup>	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	3
にんじん	1
トマト	2
なす	1
その他のなす科野菜 <sup>注3)</sup>	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.3
未成熟いんげん	3
その他の野菜 <sup>注4)</sup>	0.3
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	10
レモン	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 <sup>注5)</sup>	10
りんご	14
日本なし	1
西洋なし	14
マルメロ	14
びわ	0.05
ネクタリン	4
あんず(アプリコットを含む。)	3
すもも(プルーンを含む。)	2
いちご	10
ラズベリー	10
ブラックベリー	10
ブルーベリー	5
クランベリー	5
ハックルベリー	5
その他のベリー類果実 <sup>注6)</sup>	5
ぶどう	10
バナナ	0.1
アーモンド	0.2
その他のナッツ類 <sup>注7)</sup>	0.2
その他のスパイス(根又は根茎に限る。) <sup>注8)</sup>	0.05
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注9)</sup> の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05

※今回基準値を設定するピリメタニルとは、農産物にあつては、ピリメタニルのみとし、畜産物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分にあつては、ピリメタニル及び代謝物B[2-(4-ヒドロキシアニリノ)-4,6-ジメチルピリミジン]をピリメタニルに換算したものの和とし、乳にあつてはピリメタニル及び代謝物C[2-アニリノ-4,6-ジメチルピリミジン-5-オール]をピリメタニルに換算したものの和をいう。

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルケピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注6)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注7)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びびくるみ以外のものをいう。

注8)「その他のスパイス(根又は根茎に限る。)」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル、カンゾウの根及び根茎をいう。

注9)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

ピリメタニル

食品名	残留基準値
	ppm
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 <sup>注10)</sup>	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.01

注10)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。